

南河内地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

南河内地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水により、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川の氾濫により、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れ遅れ犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了し、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
 - ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等（他4項目）
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・浸水実績等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
 - ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等（他2項目）
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
 - ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
 - ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備（他1項目）

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援 ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援 ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間短縮、小規模河川における本位予測技術の開発
- ・水害リスクの適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・治水による海下型土砂災害や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・気候的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適宜に詳細かつ治水計画の見直しに関する検討 等

(3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
 - ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
 - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等（他2項目）
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
 - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
 - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：前水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進：「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等（他3項目）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を策定し、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ				
毎年度、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の策定しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表				



協議会の開催状況

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度6月上旬までに国管理河川沿川の全ての沿川市町村で水害対応タイムラインの作成が完了し、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ				
毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、沿川市町村に対して、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ				

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、若年層、高齢者、障害者のモデル施設において避難確保計画の策定・作成、とりまとめの取組について協議会等の場で共有				
平成29年度中に、要配慮者利用施設向け計画作成の手引きを策定し、関係機関と協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ				

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ				
平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川と合わせ、約2,500河川で水害危険性を周知）				

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施				
平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手				

引き続き、防災教育の実施を支援

（平成33年3月31日までに全ての学校に共有）

南河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、南河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(用語の定義)

第2条 この規約において「南河内地域」とは、協議会で防災・減災対策に取り組む地域とし、別図に示す地域をいう。

(目的)

第3条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「南河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水や土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を迅速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

(組織)

第4条 協議会は、「南河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

- 2 協議会に、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを設置することができるものとする。

(協議会での連絡協議事項)

第5条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「南河内地域」における防災・減災対策の取組に関する事項
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備に関する事項
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材の情報交換に関する事項
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等の情報交換に関する事項
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知に関する事項
- (6) 南河内地域に関する雨量、水位等の情報伝達に関する事項
- (7) その他協議会の目的達成に必要と認める事項

(行政WGでの検討事項)

第6条 行政WGは、前条第1号から第4号の事項において、次の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機

関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「南河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第7条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に、会長を置き、会長には大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 会長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第8条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 議長は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第9条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第12条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務局は、大阪府富田林土木事務所に置く。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

別表1（第7条関係）

（自治体）

大阪府知事
富田林市長
河内長野市長
松原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
太子町長
河南町長
千早赤阪村長
堺市長
大阪市長

（自治体関係）

大阪府富田林土木事務所長
大阪府南河内地域防災監
大阪府南部流域下水道事務所長
大阪府南河内農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
大阪府富田林保健所長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所長
気象庁大阪管区气象台長

（警察機関）

大阪府羽曳野警察署長
大阪府富田林警察署長
大阪府松原警察署長
大阪府黒山警察署長
大阪府河内長野警察署長

（消防機関）

堺市消防局消防長
富田林市消防本部消防長
河内長野市消防本部消防長
松原市消防本部消防長
大阪狭山市消防本部消防長
柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長

（占用事業者）

大阪広域水道企業団南部水道事業所長
関西電力株式会社 大阪南支社 地域統括（大阪東部）
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部長
河内長野ガス株式会社 導管事業部維持保安担当課長
西日本電信電話株式会社大阪支店 設備部災害対策室担当課長

（運輸事業者）

近畿日本鉄道株式会社 工務課長
南海電鉄株式会社 工務課長
近鉄バス株式会社 松原営業所 所長
南海バス株式会社 河内長野営業所 所長
金剛自動車株式会社 運輸部 次長

別表2（第8条関係）

（自治体関係）

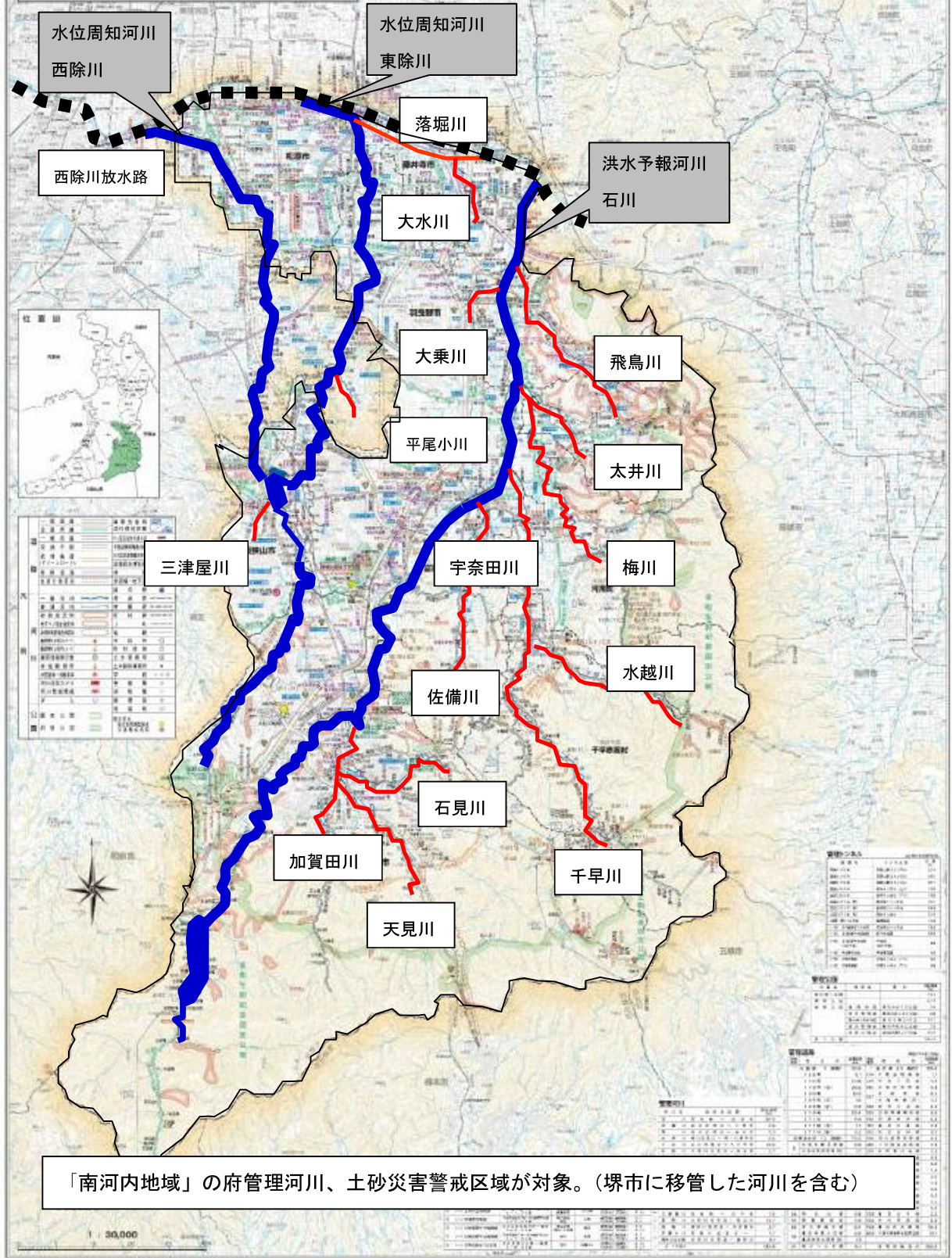
大阪府南河内地域防災監 兼 大阪府富田林土木事務所 地域支援・企画課長
大阪府富田林土木事務所 建設課長
大阪府富田林土木事務所 松原建設事業所 建設課長
大阪府都市整備部事業管理室 事業企画課 参事
大阪府都市整備部河川室 河川整備課 参事

富田林市 危機管理官
富田林市 産業環境部長
河内長野市 危機管理監
河内長野市 都市づくり部長
松原市 危機管理課長
松原市 上下水道管理課長
羽曳野市 危機管理室長
羽曳野市 下水道部長
藤井寺市 危機管理監
藤井寺市 都市整備部長
大阪狭山市 防災・防犯推進室室次長
太子町 まちづくり推進部長
河南町 総合政策部長
河南町 まち創造部長
千早赤阪村 総務課長
千早赤阪村 施設整備課長
堺市 危機管理室長
堺市 建設局長
堺市 上下水道局長
大阪市 危機管理室 防災計画担当課長
大阪市 建設局 下水道河川部 河川課長

（国関係）

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 事業対策官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

別図（第2条関係）『南河内地域』



目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（事務局案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から石川、西除川、東除川のホットラインを実施 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す	
土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する	
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている市町村とホットラインを構築済み	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域（複数の市町村に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインの作成、検討を行う	
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市町村の行政間で構築した石川、西除川、東除川のタイムラインを作成済み ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す	
	【多機関連携型タイムラインの作成】 市町村単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	
	【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市町村域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている市町村においてタイムライン作成済み	
	【多機関連携型タイムラインの作成】 市町村域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する	
	【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する	
避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う	
	【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する	
水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（事務局案）

具体的な取組の柱	
事 項	
具体的な取組	主な取組内容
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川の拡大 ・防災情報メールの情報提供内容の充実 ・スマートフォン版のサイト作成（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新） ・きめ細やかな土砂災害情報の提供（土砂災害情報システムの更新）
隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市町村への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市町村における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	
想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに石川、西除川、東除川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う
基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う ・調査は概ね5年に1度実施する
水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合、その区域にある市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップの作成・周知 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」の周知 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知 ・市町村は浸水実績をハザードマップに反映させる ・市町村において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施
浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
水害の記録の整理	過去の水害の記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進
危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認
システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市町村の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成
地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市町村は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市町村単位・地区単位）

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（事務局案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(2) 的確な水防活動のための取組		
①水防体制の強化に関する事項		
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託伴う重要水防箇所の見直し ・河川管理者と水防管理者による河川巡視点検の実施	
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する	
水防訓練の充実	大和川地域防災総合演習、市町村による水防演習について、より実践的な訓練となるよう、訓練内容を検討する	
水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る	
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市町村への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討	
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける ・市町村庁舎の機能確保を実施する	
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成 ・排水計画の実施	
浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市町村に提供 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供 ・浸水被害軽減地区の指定を検討、実施 ・他事例の情報収集、共有	
流域全体での取組み	・既存ストック（調整池等）を活用した治水対策を推進する ・ため池の治水活用の検討	

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組（事務局案）

具体的な取組の柱		主な取組内容
事 項		
具体的な取組		
(4) 河川管理施設の整備等に関する事項		
河川管理施設の整備等に関する事項		
堤防等河川管理施設の整備・維持管理 （洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度により対策箇所の重点化を図り整備を進める ・河川特性マップの周知及び共有 ・河川特性マップをふまえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容について協議会で共有	
決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）の協議会での共有 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討	
施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する	
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業の周知	
適切な土地利用の促進	・リスク表示図の公表を実施 ・関係機関（市町村開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）への水害リスクの周知 ・開発申請者などへのリスクの周知	
災害時及び災害復旧に対する支援	・災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新	
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整	
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市町村は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する	